

令和3年7月15日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機の基準地震動に係る原子炉設置変更許可申請について

当社は、原子力発電所の耐震設計の基準となる基準地震動の策定に係る規制基準の改正^{※1}を踏まえ、伊方発電所3号機の基準地震動に、標準応答スペクトル^{※2}を考慮した基準地震動の追加を行い、本日、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

当社としては、今後、原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、引き続き、伊方発電所の更なる安全性・信頼性向上に向けて不断の努力を重ね、一層の安全確保に万全を期してまいります。

- ※1 令和3年4月21日に施行された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の主な改正として、震源を特定せず策定する地震動のうち、全国共通に考慮すべき地震動の策定にあたっては、標準応答スペクトルの知見を用いることが定められた。
- ※2 原子力規制委員会において、過去に発生した89地震の観測記録を収集・分析して策定した全国共通に考慮すべき地震動。

(別紙) 伊方発電所における地震動評価の概要

以上

伊方発電所における地震動評価の概要

伊方発電所の耐震評価に用いる基準地震動は、発電所周辺の活断層調査結果を基に、発電所毎に策定する「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と、敷地近傍における詳細な調査の結果にかかわらず、全ての発電所において考慮する「震源を特定せず策定する地震動」により策定しています。

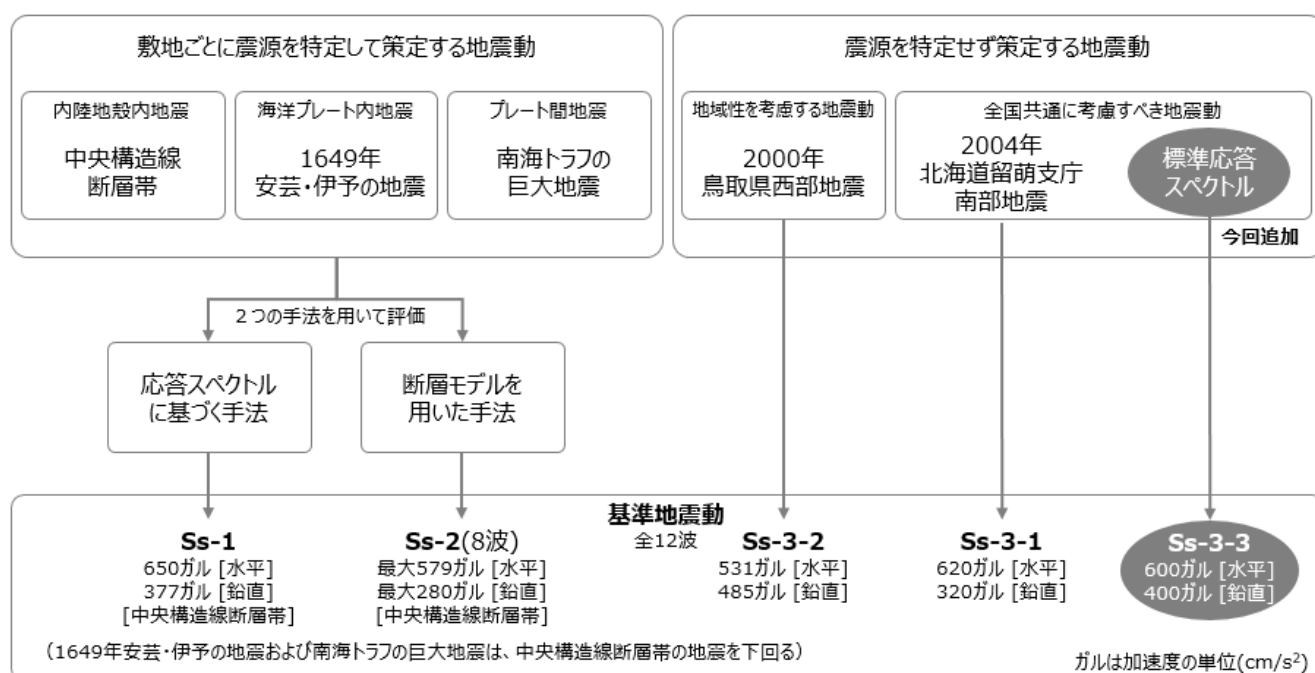
このうち、「震源を特定せず策定する地震動」は、地震の規模に応じて「地域性を考慮する地震動」と「全国共通に考慮すべき地震動」を策定しており、「全国共通に考慮すべき地震動」については、国の基準に示されていたマグニチュード (Mw) 6.5 未満の 14 地震のうち、精度の高い地盤データが得られた北海道留萌支庁南部地震を基に策定していました。

今回、原子力規制委員会において、過去に発生した 89 地震の観測記録を収集・分析し、全国共通に考慮すべき地震動（標準応答スペクトル）が策定され、国の基準が改正されました。

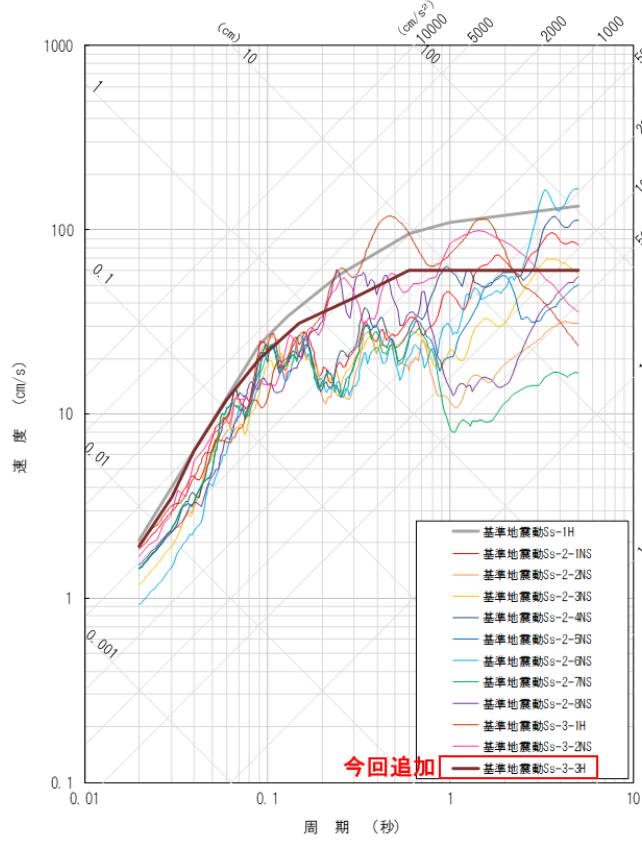
これにより、「全国共通に考慮すべき地震動」について、これまでの北海道留萌支庁南部地震を基に策定していた地震動に加え、標準応答スペクトルを考慮した地震動の評価が求められています。この標準応答スペクトルは、概ね現在の基準地震動に包絡されているものの、一部の周期帯において、伊方発電所における現行の基準地震動（11波）をわずかに超えている箇所がありました。

このため、当社は、伊方発電所における現行の基準地震動（11波）に加え、標準応答スペクトルを用いた基準地震動を策定し、追加しました。

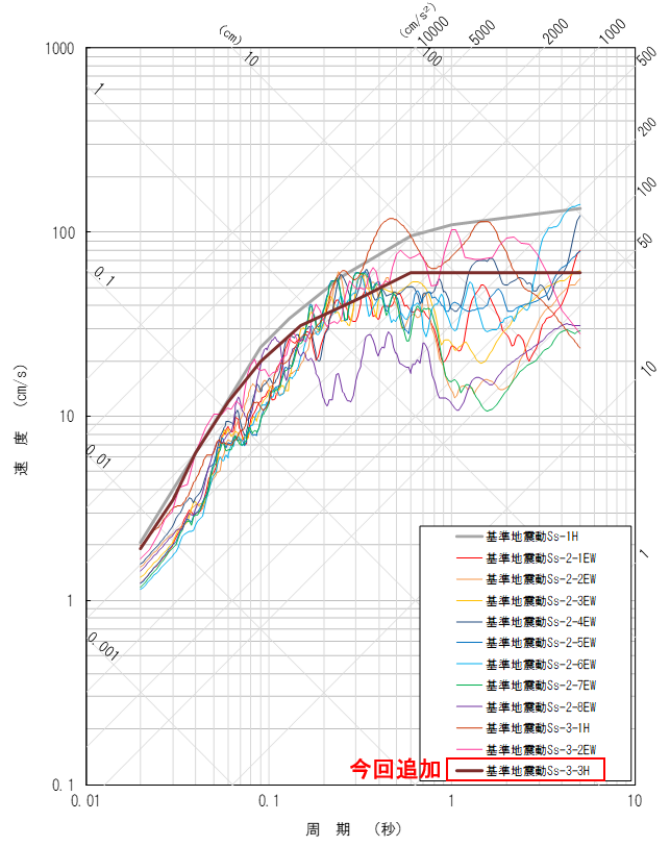
【基準改正後の基準地震動の概要】



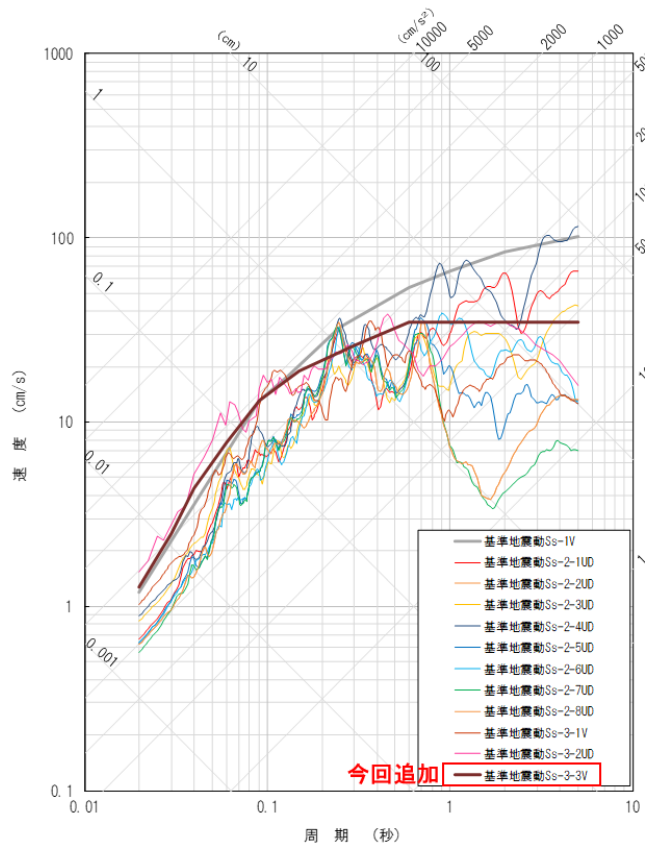
【基準地震動の応答特性】



南北方向



東西方向



鉛直方向

以上